

令和 2 年 第 2 回 伊 佐 市 議 会 定 例 会

提 案 理 由 説 明

○ 説 明 順

- 1 報 告 第 4 号 ~ 報 告 第 7 号 (降 壇)
- 2 議 案 第 38号 ~ 議 案 第 46号 (降 壇)

令 和 2 年 6 月 5 日 提 出

伊 佐 市 長

令和2年第2回伊佐市議会定例会の開会にあたり、報告第4号から報告第7号までについて説明申し上げます。

まず、報告第4号「令和元年度伊佐市一般会計予算継続費繰越計算書」について説明申し上げます。

本件につきましては、新庁舎建設検討事業（オフィス環境整備支援業務委託）の令和元年度の執行残額35万円を令和2年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により繰越計算書を調製し、ここに報告するものであります。

次に、報告第5号「令和元年度伊佐市一般会計予算繰越明許費繰越計算書」について説明申し上げます。

本件につきましては、法制・議会関係事務事業、聖火リレー開催事業、新庁舎建設検討事業、いきがい交流センター事業、保育対策総合支援事業、災害対策支援事業、一般廃棄物最終処分場維持管理事業、旧衛生センター管理事業、アフリカ豚コレラ侵入防止緊急対策支援事業、硫黄山関連対策事業、地方創生推進事業、一般管理道路新設改良、過疎債・路線整備事業、浸水対策道路整備事業、橋梁長寿命化修繕事業、防災施設整備事業、防災行政無線整備事業、事務局事業、フューチャースクール推進事業、小学校大規模改修（空調設備設置）事業、幼稚園大規模改修（空調設備設置）事業、市単独土木災害復旧事業、以上22事業の総額9億6,622万4千円のうち8億7,534万2千円を令和2年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、ここに報告するものであります。

次に、報告第6号「令和元年度伊佐市農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書」について説明申し上げます。

本件につきましては、(農集)機能強化対策事業3,934万2千円の全額を令和2年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、ここに報告するものであります。

次に報告第7号「菱刈泉熱開発有限会社経営状況」について説明申し上げます。

第25期事業報告書の1ページをお開きください。当期の概要について説明申し上げます。

令和2年3月末の給湯先件数は、前期末と変わらず16件で、給湯量は、前期末と同量の毎分735リットルであります。

業績につきましては、2ページ以降で説明申し上げます。

2ページをお開きください。

まず、資産の部は、流動資産に預金396万3,492円及び売掛金2万7千円の合計399万492円となります。負債及び資本の部については、流動負債に未払費用10万円、未払法人税等7万1千円及び預り金7万2千円、資本金に300万円、剰余金に前期繰越利益75万3,157円、当期純損失5,665円の合計399万492円であります。

次に 3 ページの損益計算書について説明申し上げます。

営業損益の部の売上高は、旅館等に給湯している湯料で196万800円であり、これから売上原価165万2,898円及び一般管理費24万2,656円を差し引いた営業損益は6万5,246円の黒字になります。

この営業損益に営業外収益を加えた経常利益は6万5,335円となり、これから法人税及び住民税等7万1千円を差し引いた当期利益は、マイナス5,665円となり、前期繰越損益を加えた当期末処分利益は、74万7,492円であります。

次に 4 ページの株主資本等変動計算書について説明申し上げます。

資本金は、伊佐市と住友金属鉱山株式会社が30株ずつの計60株保有しております。一株5万円であります。

繰越利益剰余金の当期末残高は74万7,492円、株主資本合計及び純資産の当期末残高は、374万7,492円となります。

次に、第26期事業計画書について説明申し上げます。
売上高は196万1千円を見込んでおります。

原価計は165万4千円、一般管理費は24万円、営業利益は6万7千円となり、これに法人税及び住民税等7万1千円を差し引いた当期利益はマイナス4千円を見込んでおります。

今後も厳しい経営が予想されますが、引き続き経費の一層の節減を図るよう努めてまいります。

以上で報告4件の説明を終わります。

——— 降 壇 ———

議案第38号から議案第46号までについて説明申し上げます。

まず、議案第38号「専決処分の承認を求めること」について説明申し上げます。

本件につきましては、「伊佐市税条例の一部を改正する条例」を専決処分したもので、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、納税することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例を設けることなど、所要の改正を行ったものであります。

本件については、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第39号「令和2年度伊佐市一般会計補正予算（第2号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対応対策関連経費のほか、国、県の補助事業費の内定等に伴う措置について、所要の措置を行っております。

補正の主な内容について歳出から順次説明いたします。

まず、総務費につきましては、新庁舎建設に伴う用地取得及び補償に要する経費について新たに措置したほか、個人番号カード等関連事務委任に要する経費について追加の措置を講じております。

民生費につきましては、障害福祉サービス事業所の新型コロナウイルス感染防止対策への支援に要する経費について新たに措置し、衛生費につきましては、医療機関の新型コロナウイルス感染防止対策への支援に要する経費について新たに措置しております。

農林水産業費につきましては、薩摩中央家畜市場施設整備負担金について新たに措置したほか、ふるさとの森生産性強化対策事業の支援に要する経費について追加の措置を講じております。

商工費につきましては、新型コロナウイルス感染症対応策関連経費として、雇用の維持と経済活動の回復を図るため、事業継続支援事業、緊急地域経済活性化対策事業及びふるさと「絆」づくり事業の支援に要する経費について新たに措置し、土木費につきましては、川内川上流河川改修期成同盟会の負担金について追加の措置を講じております。

消防費につきましては、菱刈地区の防災無線デジタル化更新に伴う既存設備の撤去工事及び新型コロナウイルス感染防止対策として、避難所の間仕切り板購入に要する経費について追加の措置を講じ、教育費につきましては、「伊佐市立小・中学校未来の教室基金」への積立て並びに新型コロナウイルス感染防止対策として、小学4年生以上の児童生徒へ1人1台タブレット等の整備及び家

庭学習のためのWi-Fiルーター等の通信機器整備に要する経費について新たに措置しております。

以上、歳出について説明いたしました但、これらの財源につきましても、地方譲与税、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入及び市債をもつて充当しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億2,830万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ201億6,830万円とするものであります。

このほか、年度内に事業が完了する見込みがないため、新庁舎建設事業に明許繰越による繰越しの措置を講じ、債務負担行為では、自治体クラウド導入事業について廃止の措置を講じ、地方債では、一般補助施設整備等事業について限度額を変更する措置を講じております。

次に、議案第40号「令和2年度伊佐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、新型コロナウイルスに感染又は感染が疑われる場合に、被保険者に対して支給する傷病手当金について新たに措置したほか、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免に係る過誤納還付金について追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,925万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それ

ぞれ39億6,725万円とするものであります。

次に、議案第41号「令和2年度伊佐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、介護事業所の新型コロナウイルス感染防止対策への支援に要する経費について新たに措置しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ285万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億6,685万円とするものであります。

次に、議案第42号「伊佐市立小・中学校未来の教室基金条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、伊佐市立小学校及び中学校の学習環境の整備に資する事業の充実を図るため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第43号「伊佐市手数料条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、通知カードの再発行に要する手数料を廃止するなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第44号「伊佐市介護保険条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、低所得者に対する介護保険料の軽減を強化すること及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第45号「伊佐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第46号「財産の取得」について説明申し上げます。

本件につきましては、初年度登録から22年を経過した第13分団の消防ポンプ自動車の更新に係る仮契約を、株式会社鹿児島消防防災と5月7日に締結しましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び伊佐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案9件について説明いたしましたので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

— — — 降 壇 — — —